

水道料金・下水道使用料の改定に関するQ & A

改定について

（１）なぜ料金改定を行うのですか

今後、春日部市の水道事業および下水道事業では、人口減少や節水機器の普及、生活様式の変化などにより、水道料金と下水道使用料の収入が減少していくことが見込まれます。

一方で、高度経済成長期などに整備した管路や施設の老朽化が進んでおり、これらを安全に使い続けるための更新工事や、地震などの災害に備えた耐震化工事に、今後は多額の費用が必要になります。またこのまま必要な更新工事や対策が進められない場合、施設の機能低下やサービスへの影響が生じるだけでなく、将来にわたって必要となる対応を先送りすることになり、将来世代への負担が大きくなることが懸念されます。

このようなことから、今後10年間の経営の基本計画となる「春日部市新水道事業ビジョン（経営戦略）」および「春日部市下水道事業経営戦略」の改定や、適正な料金および使用料のあり方について、令和7年度、附属機関である審議会でも議論いただき、答申をいただきました。

その結果、今後も安全で安心な上下水道サービスを、安定して皆さまに提供していくためには、持続可能な経営に必要な財源の確保が必要であるとの判断に至り、市議会での審議を経て、このたび料金等の改定を行うものです。

（２）料金・使用料改定を行わずに料金・使用料収入以外の財源で必要な費用を賄うことはできないのでしょうか

水道事業および下水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき、各事業にかかる費用を、サービスを利用される皆さまからの料金または使用料によって賄うことが基本とされています（独立採算制の原則、受益者負担の原則）。

そのため、税金など、料金や使用料以外の財源で必要な費用を賄うことは、決まり事や上限があることから、原則できません。

（３）改定で増加した財源はどのようなことに使われるのですか

料金改定によって増加した財源は、老朽化した管路や施設の更新工事、耐震化の対策費用として、計画的に利用していきます。

（４）料金改定しないと、どのような影響があるのですか

料金改定しない場合、水道・下水道事業は財源を確保できず、老朽化した管路や施設の更新、災害に備えた耐震化といった必要な対策を十分に実施できません。

これにより、老朽施設の放置で漏水や断水が頻発し、下水管の破損による道路陥没や汚水漏出のリスクが大幅に高まります。また、大規模災害時には施設の機能停止や復旧の長期化が避けられず、安全な水の供給と適切な下水処理といった公共サービスの維持が困難になります。

こうした状況は、市民の皆様の健康・安全、そして快適な生活環境を脅かすだけでなく、都市の基盤インフラとしての機能不全を招き、社会全体に大きな悪影響を及ぼします。

（５）今後も改定の予定はありますか

次の改定は、令和１０年４月を予定しています。その後は、「春日部市新水道事業ビジョン（経営戦略）」および「春日部市下水道事業経営戦略」に基づき、概ね３年から５年ごとに収支の見通しを試算しながら、適切な水道料金および下水道使用料あり方について、審議会の意見を伺いながら検討していきます。

（６）前回の改定はいつですか

水道料金の改定は、平成１６年であり、約２２年ぶりとなります。また下水道使用料は平成２８年であり、約１０年ぶりの改定になります。

当時の改定率は、水道料金が約１３％、下水道使用料が２０％でした。

(7) 改定率はどのように求めたのですか

今回の水道料金および下水道使用料の改定にあたっては、令和8年度と令和9年度に必要となる費用に対して、不足する収益がいくらかを計算し、収入全体に対する改定率を決定しました。全体の改定率を決定した後、具体的な料金表を作成したものです。

新料金について

（１）改定後の私の水道料金と下水道使用料は、どうなりますか

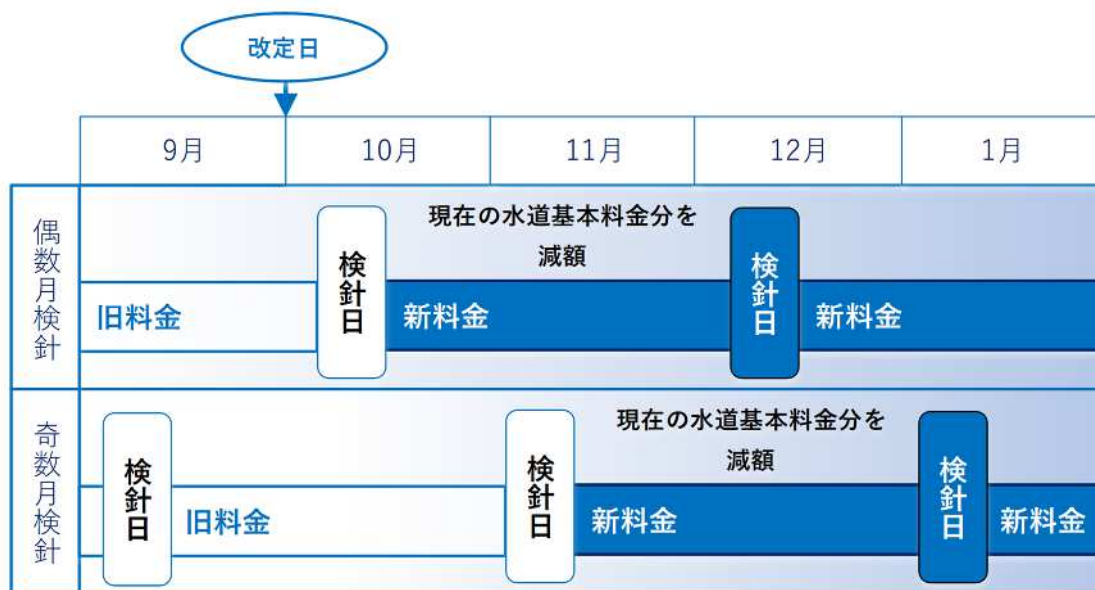
使用しているメーターの口径や使用する水量によって、金額が決まりますので、詳細はホームページの計算例をご覧ください。料金早見表をご確認ください。

（２）いつから改定後の料金になりますか

新料金となるのは、１２月以後に算定（検針）する分からとなります。

また水道料金に関しては、現在、６月検針分から物価高騰対策として、基本料金の減免を実施していますが、料金改定による激変を緩和するため、１２月と１月検針分についても現在の水道料金の基本料金分を減額することにした。

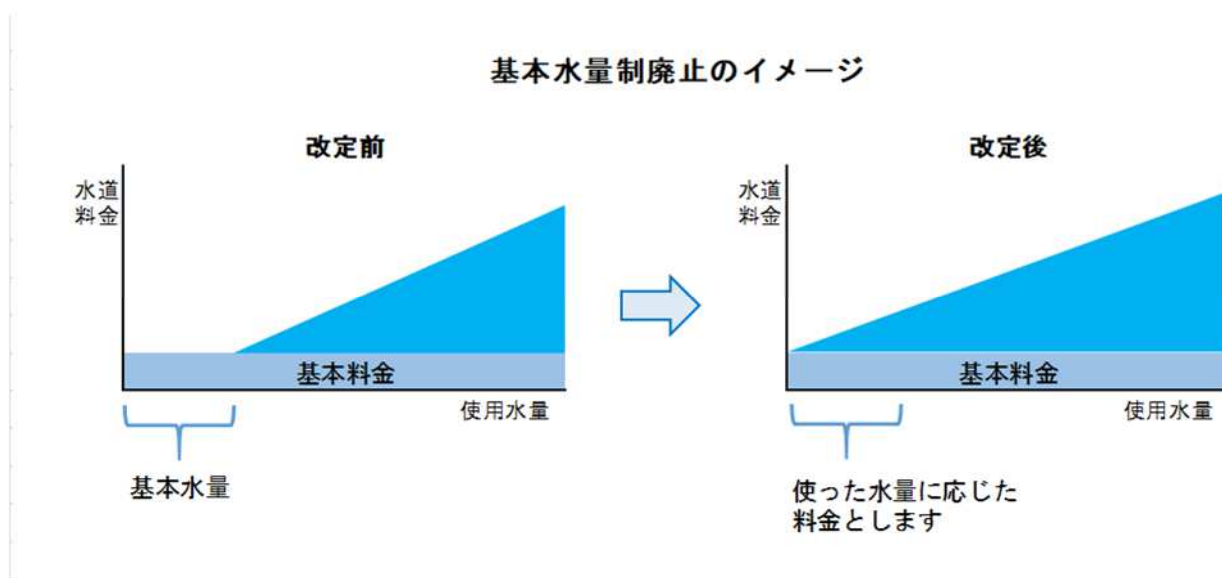
少しでも皆さまの負担を軽減したいと考え、できる限りの配慮をさせていただきました。



（３）節水すれば水道料金・下水道使用料の支払い額に節約できますか

これまでは水道料金は１６立方メートルまで、下水道使用料は１０立方メートルまでが、基本料金のみをいただいております（基本水量制）。これからは、基本水量以内の人からも水量に応じた料金や使用料（従量料金）もいただくことにいたしました。

このため、節水すればそれだけ節約の効果が期待できます。



（４）使用水量の多い区分の上げ幅が小さいのはなぜですか

これまでも、水道料金および下水道使用料については、使用水量が多くなるほど単価が高くなる仕組みとなっており、使用水量の多い利用者の皆さまには、既に比較的高い金額をご負担いただいております。

今回の改定では、必要な収入を確保しながら利用者の皆さまへの影響を考えました。

全ての区分で改定を行いますが、使用水量の多い区分については、既にご負担いただいている現在の水準も考慮し、値上げ幅をやや抑えています。

また、使用水量の多い利用者の皆さまには、事業者（企業）だけでなく、飲食店や福祉施設など地域の暮らしを支える施設も含まれています。こうしたことから、負担の公平性や経営への影響を総合的に判断しながら、料金体系を設定しました。

(5) 他市町も改定していますか

埼玉県内には、水道事業体は55団体、下水道事業は56団体あり、令和7年度以降、令和8年4月1日までに、それぞれ14団体、16団体が改定を実施しています。近年の社会情勢を考えると、これから改定を行う団体も増えていくと思われます。

(6) 請求方法は変わりますか

請求方法は、変わりません

水道基本料金の減免との関係

- (1) 物価高騰対策として、既に6月検針分から6か月間の予定で水道基本料金の減免が行われていますが、料金改定しても続くのですか

水道基本料金の減免は、国からの重点支援交付金を活用し、当初は6月検針分から11月検針分までの6か月間実施する予定としており、6月と7月検針分については既に実施しています。

今回の料金改定により、12月検針分から新料金となることから、急激な負担をできるだけ抑えるため、減免期間を『6月検針分から9月検針分の4か月間』と『12月検針分と1月検針分の2か月間』に変更させていただきました。

なお12月検針分と1月検針分については、現在の水道基本料金分が減額となります。また2月検針分以降は、減額が終了するため、新料金でのお支払いをお願いすることになります。

その他

（１）水道と下水道を一体で運営しているのですか

水道事業と下水道事業は、それぞれが独立採算制となっているため、別々に運営されています。

（２）必要な資金は経営努力や、これまで蓄えてきた資金でまかなうべきではないですか

これまでも職員数の適正化や業務の民間委託の推進など、経費削減に向けた取り組みを進めてきました。しかし、施設の老朽化や耐震化への対応が必要となっており、今後も施設の維持管理や更新に多くの費用が見込まれることから、経営努力だけで必要な財源を確保することが難しい状況となっています。

また、これまでの経営の中で蓄えてきた資金は、施設整備や更新工事の支払い、災害時の緊急対応などに備えるための大切な財源です。このため、料金改定による負担軽減のために活用しながらも、将来にわたって安定的に事業を運営していくためには、一定の資金を確保しておく必要があります。

(3) 自分のメーター口径と使用水量を教えてください

検針時にお届けしている「水道メーター検針票」に記載されている「メーター番号／口径」と「使用水量」の欄をご確認ください。

検針票が見当たらない場合は、市役所まで、お電話ください

水道メーター検針票の例

水道メーター検針票		
検針いたしましたので、おしらせします。		
 春日部市水道事業 春日部		
中央×丁目		
春日部 太郎 様		
水栓番号	1 2 3 4 5 6 7 8	
メーター番号／口径	8 7 6 5 4 3 2 1 / 20mm	
今回指針	89	
水道使用期間	6月4日 ～ 8月3日	
使用水量	76 m ³	
請求金額	× 円	
水道料金	× 円	
内消費税相当額(税率10%)	× 円	
下水道使用料	× 円	
内消費税相当額(税率10%)	× 円	
QR コード		
口座振替領収書		
春日部 太郎 様		
ご使用月分	5・6 月分	
ご使用水量	×× m ³	
領収金額	×× 円	
料金内訳	水道料金	×× 円
	内消費税等相当額 (税率10%)	×× 円
	下水道使用料	×× 円
	内消費税等相当額 (税率10%)	×× 円
上記の金額を ×月 ×日に領収いたしました。		
春日部市水道事業 企業出納員		